

○愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金【障害福祉区分】 Q & A

【共通事項】

No.	区分	問	回答
共-1	共通	運営法人の法人格に縛りはあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。
共-2	共通	基準該当のサービスを提供しているが、本補助金の申請は可能か。	基準該当の事業所については本補助金の対象外となります。 ※基準該当のサービス・・・県条例に規定する指定基準に基づく指定とは別に、市町村の判断でサービスの指定を行っているもの。
共-3	共通	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービス（共生型サービス）等を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として使用するサービス（先に指定を受けた分野）において申請してください。（重複申請はできません。）
共-4	共通	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①電子申請システムから出力した申請書類 ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等） ③支払い関係書類（領収書等） 【以下 燃料費】 ④申請した自動車と保有者との関係を示す書類（車検証、車庫証明等） ⑤自家用車の場合、保有者と事業所の関係を示す書類（雇入通知書、労働条件通知書、給与明細等） ⑥常勤換算算定の基となる令和5年12月分の勤務表（実績）
共-5	共通	1月2日以降に指定を受けた事業所・施設等は交付の対象となるのか。	対象となりません。 なお、本事業は障害福祉サービス等の安定的な提供の継続を図るためのものであることから、今回の基準日である令和6年1月1日までのサービス提供実績があることが条件となります。 （1月1日指定の場合は1月分のサービス提供実績）
共-6	共通	基準日である令和6年1月1日時点ではサービス提供をしていたが、交付決定日（＝入金日）前に事業廃止する予定の事業所は対象となるか。	本事業は障害福祉サービス等の安定的な提供の継続を図るためのものであることから、交付決定日（＝入金日）までの間に廃止する施設等は対象外となります。
共-7	共通	公設民営の事業所・施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の事業所・施設以外は対象となります。）ただし、光熱費・食事費・燃料費の各々につき、事業者が負担していることが前提になります。

No.	区分	問	回答
共-8	共通	申請書の受付はどの様にするのか。	申請専用のホームページから受付を行ってください。（県のホームページにもリンク有） https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qfra-mbrinf-9391f94b54dfabfdeacca4c8d1b97aca
共-9	共通	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い適正と認められた場合は、電子申請システムに入力された口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定されたものとみなします。（別途交付決定通知は発送しません。）振り込みは、令和6年3月中旬以降～令和6年6月を予定しています。
共-10	共通	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のための名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。
共-11	共通	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。 口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。（そのまま入力すると、半角カタカナ入力になるようあらかじめ書式設定をしています。） なお、スペース、濁点（ ˆ ）及び半濁点（ ˆ ）を含め30文字以内です。 また、「小さいヤ」や「小さいヨ」については、大文字で入力する必要があります。例えば、「ヤカイクホウジ」といった文字をそのまま入力すると、「ヤ」が小文字となります。この場合、これを削除し、大文字の「ヤ」に変換してください。 ×「ヤカイクホウジ」→○「ヤカイクホウジ」、×「カ` ヲカ` イヤ」→○「カ` ヲカ` イヤ」
共-12	共通	指定都市、中核市、大府市で指定を受けた事業所等についても本支援金の対象となるのか。	指定都市、中核市、大府市管轄の事業所についても支給対象です。

【個別事項-光熱費】

No.	区分	問	回答
光-1	光熱費	通所系サービスを入所施設（施設入所支援）にて一体的に行っている場合はどうなるのか。	通所系サービスと入所施設を一体的に行っている場合は、通所系サービスのみ、もしくは入所施設のみを選択して申請してください。

No.	区分	問	回答
光-2	光熱費	利用者が光熱費の一部を利用料として負担をしている場合、対象となるのか。	利用者が全額を負担している場合を除き、対象となりますが、本支援金の申請にあたっては、支援金の趣旨を十分に理解し、利用者への過度な料金転嫁等が生じないように適切な対応を図ってください。
光-3	光熱費	同一の施設に対し「令和5年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金」と重複して交付を受けられるか。	対象となりません。
光-4	光熱費	サテライト等において一部利用者について光熱費全額自己負担の場合、定員数はどのように申請すればよいか。	全額自己負担の人数を除いた定員数で申請してください。（例：全定員数20名に対し、全額自己負担が2名いる施設の場合、全額自己負担の2名を除く18名で申請してください。）
光-5	光熱費	利用者から一定額を徴収しており、光熱費の実支出額と比べて不足したり超過したりしている月がある場合、本支援金の対象となるのか。	全額徴収していないのであれば、支給対象です。 （ただし、本支援金の趣旨を十分に理解し、利用者への過度な料金転化等が生じないよう適切な対応を図ってください。）
光-6	光熱費	「光熱費」とは、水道代も含まれているか。	本支援金は、光熱費に対する補助としており、水道代は対象外です。

【個別事項－食材費】

No.	区分	問	回答
食-1	食材費	通所系サービスを入所施設（施設入所支援）にて一体的に行っている場合はどうなるのか。	通所系サービスと入所施設（施設入所支援）を一体的に行っている場合は、通所系サービスのみ、もしくは入所施設のみを選択して申請してください。
食-2	食材費	利用者が食材費の一部を利用料として負担をしている場合、対象となるのか。	利用者が全額を負担している場合を除き、対象となりますが、本支援金の申請にあたっては、支援金の趣旨を十分に理解し、利用者への過度な料金転嫁等が生じないように適切な対応を図ってください。

No.	区分	問	回答
食-3	食材費	間食または弁当のみ支給している場合は対象となるのか。	事業者が間食（おやつ等）または弁当に係る食材費（購入費）の一部を負担している場合は対象となります。（全額本人負担の場合は対象となりません。） ただし、この場合でも事業所の活動として継続的に提供されており、事業所が提供・費用負担した事実が確認できる必要があります。
食-4	食材費	月に数回のみ食事提供を実施しており、事業所の持ち出しもあるが、対象となるか。	利用者の方の全額自己負担でなければ対象となります。
食-5	食材費	生産活動の生産物の一部を利用者に提供した場合は対象となるか。	今回の支援金においては、利用者に提供する食事の食材費名目として購入に用いた費用の高騰に対する支援を目的としております。生産物の一部を提供しただけでは今回の支援金の対象となりません。
食-6	食材費	1月1日時点で食事を提供している体制をとっていたが、実際に食事を提供し、持出しが発生したのは後日であるが、対象となるか。	1月1日時点で提供体制があり、事業者が負担していれば対象となります。

【個別事項-燃料費】

No.	区分	問	回答
燃-1	燃料費	申請対象となる自動車は運営法人や事業所名義の自動車のみか。サービスを提供する上で、事業所職員から借り上げた車両は対象外か。	利用者の送迎や居宅への訪問等に使用するために事業所職員から借り上げた車両については、走行距離に応じたガソリン代を事業所が肩代わりしている、訪問件数に応じたガソリン代を支給しているなど、 車両の使用状況を反映した手当を職員に支給しているもの に限り、申請対象としています。 毎月定額の手当や定額のガソリン券の支給など、ガソリン代の高騰があっても事業所としての負担が変わらない場合は申請できません。 なお、法人や事業所名義の車両であっても、サービス提供に使用していない車両は申請対象外です。
燃-2	燃料費	非常勤職員やパート職員等、常勤以外の職員から借り上げた車両は対象外か。	質問No.「燃-1」と同様に、非常勤職員やパート職員等から借り上げた車両についても、走行距離に応じたガソリン代を事業所が肩代わりしている、訪問件数に応じたガソリン代を支給しているなど、 車両の使用状況を反映した手当を職員に支給しているもの に限り、申請対象となります。
燃-3	燃料費	送迎加算は取得していないが、実際に利用者の送迎を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	利用者の送迎に使用している車両については申請可能です。送迎加算の取得は必須要件ではありません。

No.	区分	問	回答
燃-4	燃料費	就労系の事業所を運営しているが、取引先への納品のために使用している車両は対象外か。	<p>利用者が同乗しての納品かどうかに関わらず、取引先への納品等の業務のみに使用している車両は申請できません。</p> <p>納品により発生する費用については、生産活動の一環として生じるものであり、生産活動収入でまかなわれるべき経費となります。本補助金は生産活動により発生する経費を補助するものではないため、申請対象外となっております。</p> <p>なお、利用者の送迎と納品の両方に使用している車両は申請可能です。</p>
燃-5	燃料費	送迎等のサービス提供を行う車両をリース契約しており、法人（事業所）名義ではないが、ガソリン代自体は法人（事業所）で負担している。申請を行うことはできるか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは申請可能です。ただし、サービス提供期間中のリース契約書類やリース車両の車検証のコピーを保管し、指導監査で本補助金について問われた際に提示できるよう整備してください。
燃-6	燃料費	就労継続支援A型において、施設外就労先への行き来に利用している車両は申請可能か。	施設外就労先への利用者の移動等、支援の一環として使用の車両であれば申請可能です。なお、単に納品等の業務にのみ使用の車両は申請できません。
燃-7	燃料費	申請可能な車両は、どの時点で使用している必要があるのか。	交付要綱に定める基準日（令和6年1月1日）時点で使用している車両が対象となります。
燃-8	燃料費	多機能型事業所において同一の車を使用している場合はどうなるのか。	<p>どれか1つのサービス種別を選択のうえ申請してください。（重複申請はできません。）</p> <p>なお、訪問系サービスとの多機能型（例：児童発達支援・保育所等訪問支援）の場合も、いずれか1つのサービス種別を選択しますが、訪問系サービスを選択する場合は、多機能型事業所全体の職員常勤換算数の範囲内で申請していただくこととなりますので御注意ください。</p>
燃-9	燃料費	同一の事業所において、介護と障害双方の指定を受け訪問サービスを提供している場合、算定した常勤換算職員数を用いて「介護区分」、「障害福祉区分」にそれぞれ申請をしてよいか。	<p>介護サービスと障害サービス双方を一体的に運営（人員基準上の常勤換算職員数を兼ねている）している場合、算定された職員数が「介護区分」と「障害福祉区分」合わせた申請可能台数となります。従ってこれを重複して使用し、事業所としての常勤換算職員数を超える形で申請を行うことはできません。</p> <p>（例） ○一体的に運営する介護事業所、障害サービス事業所の常勤換算職員数が3名で、車両5台、主として使用するサービスが「障害」の場合 →主として使用するサービスが障害であるので、「障害福祉区分」において常勤換算職員数3人分の3台を申請することとなります。車両としては残り2台ありますが、事業所としての常勤換算数が3人であり、既に「障害福祉区分」の支援金算定上使用した3人分を再度使用して「介護区分」で残り2台分の申請を行うことはできません。</p>